〃	三次市布野町横谷字蕨野山三四七番二から松江市雑賀町字津田海道一〇八番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所
〃	百八十号	岡山市北区南中央町二番一二九から総社市種井字内宮九七五番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所
〃	百八十五号	呉市本通二丁目一番一五から竹原市忠海東町四丁目四一八番七まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所
〃	百八十八号	岩国市麻里布町一丁目一三番六から下松市望町一丁目六三番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
〃	百九十号	山口市江崎字和井田二六八六番一から山陽小野田市大字埴生字傍示一八二一番三まで	〃
〃	百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北宇賀字箕ノ腰一四二〇番一まで	〃
〃	〃	長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖五八七番一から同市三隅上字明角三一七九番一まで	〃
〃	〃	萩市大字江向字河添沖田五五二番二から同市大字下田万字字生一二七三番一まで	〃
〃	〃	萩市大字下田万字字生一二七三番一から益田市中吉田町二八一番二まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

○四国地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　徳島市かちどき橋一丁目一番一から鳴門市北灘町碁の浦字碁石谷一番の三まで

一般国道　二十八号　鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜五三番五から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで

一般国道　三十二号　三好市池田町西山字登尾一三八番の三〇から三好市山城町下名字池上三一番の六まで

一般国道　五十五号　徳島市かちどき橋一丁目一番一から徳島県海部郡海陽町宍喰浦字金目五〇番一まで

一般国道　百九十二号　三好市池田町佐野字大滝一〇八番の一から徳島市徳島本町一丁目二番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　東かがわ市坂元開キ地先から観音寺市豊浜町大字箕浦字鳥越地先まで

一般国道　三十号　高松市北浜町地先から同市中新町地先まで

一般国道　三十二号　高松市中新町地先から三豊市財田町財田上字大師谷地先まで

一般国道　三百十九号　坂出市川津町字蓮尺地先から三豊市財田町財田上字大師谷地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　四国中央市川之江町余木八二五番から松山市二番町四丁目七番二まで

一般国道　三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字カラ谷二番から松山市二番町四丁目七番二まで

一般国道　五十六号　伊予市中山町平沢九番耕地四六七番の一から松山市二番町四丁目七番二まで

一般国道　百九十二号　西条市大町字小川一九四番一〇から四国中央市川滝町下山字小屋ノ谷二九番三まで

一般国道　百九十六号　松山市大手町一丁目一番六から西条市小松町新屋敷字新宮原甲一八六〇番五まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所